

# カワサキ会計事務所ニュース

令和3年9月号 第14号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 9月の税務カレンダー

国民健康保険税 第4期  
長崎市ホームページより



## 国税庁HP「国税における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 その3

前号に引き続き国税庁HPのFAQより、「法人税に関する取扱い」の中から一部抜粋してご紹介いたします。

### 《業績が悪化した場合に行う役員給与の減額》

**Q** 当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染拡大により、数ヶ月先まで予定していたすべてのイベントがキャンセルになりました。その結果、予定していた収入がなくなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、年の途中で役員給与の減額を行うこととしました。法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもありますが、今回のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するのでしょうか。

**A** 今回の役員給与の減額改定については、「業績悪化改定事由」による改定に該当するものと考えられます。したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改訂後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいます。

今回のように、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改訂事由に該当することになります。

### ＜温泉シリーズ・その4＞

「温泉シリーズ・その1」で紹介した、雲仙市小地獄温泉「青雲荘」ですが、8月13日記録的な大雨による土砂崩れで、青雲荘北側斜面が崩れ、3名の住民が死亡、1名重傷となりました。雲仙温泉では、小地獄地区以外でも、観光で有名な地獄巡りの地区等で土砂崩れが多数発生し、近隣の地域には避難指示等も出され、旅館等の温泉が出なくなったようです。（一部の旅館です）

8月末に、見舞いを兼ねて雲仙温泉を訪問しましたが、ほとんどの宿泊施設が休業している状況でした。

コロナ禍で大変な思いをしている旅館を始めとした観光業に従事する雲仙温泉地区の業者にとって、今回の大雨による被害は察して余りあるものがあります。

大雨による被害に心よりお見舞い申し上げます。また、雲仙温泉の皆様が、今回の災害にくじけず、再び立ち上がられることをお祈り申し上げます。

顧問先の皆様及び関係者の皆様にお願ひがあります。雲仙温泉が再開した暁には、ぜひ積極的なご利用をお願いいたします。